



広 地域安全ニュース 報 くるしま

NO.556
発行所
今治地区防犯協会
今治警察署
電話 34-0110
FAX 31-7001

万引きは犯罪です！

「万引き」は、お金を払わずに、お店から品物を持って出ることです。つまり**ドロボウ（窃盗）**です。

せつとう 窃盗 = 10年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

（刑法第 235 条）

★ 許しません！「万引き」。ルールを守ろう。

社会には、ルールがあります。自分のものと他人のもののけじめをつけることが必要です。

ひとのものをとったり、ウソをついたりしていると、誰からも信用されなくなります。

「ちょっとだけ」「だれも見えてない」「友だちもしているから」は、何の言い訳にもなりません。



★ 「自分はしてない」といっても罪になります。

人に万引きをさせる、万引きをするように誘う、見張りをしていただけ、盗んだものだを知っていて、もらったり売ってもらったりする・・・

これらは、どれも犯罪です。また、見つかったら買取ればいいは、大間違いです！犯した罪をなかったことにすることはできません。

万引きをして得する人は・・・

お店の人の怒り、お店への損害、見つかったら始めて罪の重さに気づくあなた。警察署で厳しく取り調べられ・・・迎えに来た保護者の悲しむ顔。万引きをして得する人はだれもいません。

あなた自身が信用を失い、あなたを大切に思っている人を悲しませることになります。

判断力

自制心



今治こども安心パトロール隊

☆今治南ロータリークラブの例会で 活動状況等の発表を行いました

「今治こども安心パトロール隊」八木会長、田中副会長が今治南ロータリークラブの10月例会にて活動内容を紹介し、広く理解と協力をもとめ広報を行いました。

現在、隊員は189名、青パト車両は110台と県下最大級の青パト組織として、純粋なボランティア精神に基づき、防犯パトロールなど“安全、安心なまちづくり”活動に日々貢献しております。今後も引き続き、子どもたちや地域の方々が犯罪や事故の被害者とならないため、「安全、安心なまちづくり」の実現に向けた防犯パトロール活動を積極的に推進してまいります。



犯罪被害者週間です！

あなたの心に寄り添いたい ひとりで悩まずに
まずは相談してみませんか？



その電話、本物の職員からですか？

警察官や市役所職員を
装った不審なメールや電話に注意
還付金詐欺等の被害に
遭わないために！



これらは全て 詐欺の手口です！

全国地域安全活動中の令和4年10月12日、JAおちいまばり・愛媛総合警備保障株式会社主催の「特殊詐欺被害無し・なし（梨）！」キャンペーンが、さいさいきて屋で行われ今治地区防犯協会と今治警察署も特殊詐欺防止を呼びかけました。



不審な電話やメールなどがあれば相手に連絡する前に警察や家族に相談しましょう。

警察相談専用電話 #9110
または、今治警察署
0898-34-0110

